

## 大学院博士前期課程の在学期間短縮修了審査基準(申合せ)について

大学院規程第 18 条第 1 項ただし書きに規定する「ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。」の在学期間を短縮して修了させる場合の審査基準については、次のとおりとする。

### 1 在学期間を半年短縮する場合

所定の単位を修得し、かつ、審査機関のある国際会議等において口頭発表（ポスターセッション論文を含む。）を 1 回以上行っていること。

### 2 在学期間を 1 年短縮する場合

所定の単位を修得し、かつ、審査機関のある学術論文誌等に主たる貢献をした論文が一編以上掲載又は掲載決定されていること。

この申合せは、機械工学専攻、電気電子工学専攻、情報システム工学専攻、バイオ環境化学専攻、マテリアル工学専攻に適用する。ただし、社会環境工学専攻については、別に定める。

### <社会環境工学専攻>

#### ○ 在学期間を半年短縮又は 1 年短縮する場合

所定の単位を修得し、かつ、審査機関のある学術論文誌等に主たる貢献をした論文が一編以上掲載又は掲載決定されていること。

【参考】 (平成 18 年 6 月 21 日 研究科委員会確認)  
(一部改正 平成 24 年 4 月 19 日 教務委員会 承認)